

人事委員会規則一一一（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年四月二十五日

秋田県人事委員会委員長 西 野 三紀子
人事委員会規則一一一（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則
人事委員会規則一一一（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第一（第二条、第三条関係）			別表第一（第二条、第三条関係）		
市町村名	組	職	市町村名	組	職
能代市	本庁	局長、事務次長	能代市	本庁	局長、事務次長
	議会事務局	部長、環境産業部主幹、局長、次長、防災危機管理監、エネルギー産業政策監、課長、参事、市有財産活用室長、総務課秘書係長、総務課行政係長、総務課職員係長、財政課財政係長、総務課において秘書又は職員団体の事務を担当する主席主査、主査、主任及び主事		議会事務局	部長、環境産業部主幹、局長、次長、防災危機管理監、課長、参事、市有財産活用室長、総務課秘書係長、総務課行政係長、総務課職員係長、財政課財政係長、総務課において秘書又は職員団体の事務を担当する主席主査、主査、主任及び主事
会 計 課 教育委員会事務局		会計管理者、課長 部長、次長、課長、参事、所長、教育総務課	会 計 課 教育委員会事務局		会計管理者、課長 部長、次長、課長、参事、所長、教育総務課

[illegible]

	鹿角市	略	
	本庁	略	
会 計 課	市議会事務局 市長部局	略	市民ふれあいプラザ 公民館 市民文化会館 図書館 男鹿みなと市民病院
会計管理者、課長 幹、副主幹及び主査、財政課において予算の事務を担当する主幹、副主幹及び主査	局長 部長、部長待遇 長待遇、検査官、課長、課長待遇 政策監、技術監、危機管理監、総務課において秘書、人事、給与、服務、福利厚生、職員団体、庁舎管理又は法令審査の事務を担当する主幹、副主幹及び主査、財政課において予算の事務を担当する主幹、副主幹及び主査 会計管理者、課長	略	園長 館長、副館長 館長、副館長 館長、副館長 館長、副館長 院長、副院長、診療部長、部長、科長、医長、薬局長、看護部長、副看護部長、技師長、事務局長、副事務局長、総務医事班長

	鹿角市	略	
	本庁	略	
会 計 課	市議会事務局 市長部局	略	市民ふれあいプラザ 公民館 市民文化会館 図書館 男鹿みなと市民病院
会計管理者、課長 幹、副主幹及び主査	局長 部長、部長待遇、保健医療専門官、次長、次長待遇、検査官、課長、課長待遇、種苗交換会事務局長、室長、政策監、技術監、危機管理監、総務課において秘書、人事、給与、服務、福利厚生、職員団体、庁舎管理又は法令審査の事務を担当する主幹、副主幹及び主査、財政課において予算の事務を担当する主幹、副主幹及び主査 会計管理者、課長	略	園長 館長、副館長 館長、副館長 館長、副館長 館長、副館長 院長、副院長、診療部長、部長、科長、医長、薬局長、看護部長、副看護部長、技師長、事務局長、副事務局長、総務医事班長

仙北市	略			湯上市	略		
本庁	略	略		本庁	略	略	
市長部局	略	略	監査委員事務局 選挙管理委員会事務局 農業委員会事務局 教育委員会事務局 会計課	市長部局	略	略	選挙管理委員会事務局 教育委員会事務局
局長、次長、参事 部長、医療連携政策 監、次長、危機管理	略	略	局長 局長 局長 監 教育部長、課長、教育 会計管理者、課長 包括支援推進監 域づくり推進監、地域 ルギー戦略推進監、地 長、危機管理監、エネ 部長、技監、室長、課 局長、次長	略	略	局長 局長 導管理監、政策監 、課長待遇、学事指	局長 教育部長 、教育 次長、課長

仙北市	略			湯上市	略		
本庁	略	略		本庁	略	略	
市長部局	略	略	監査委員事務局 選挙管理委員会事務局 農業委員会事務局 教育委員会事務局 会計課	市長部局	略	略	選挙管理委員会事務局 教育委員会事務局
局長、次長、参事 部長、医療連携政策 監、次長、危機管理	略	略	局長 局長 局長 監 教育部長、課長、教育 会計管理者、課長 包括支援推進監 域づくり推進監、地域 長、危機管理監、地 部長、技監、室長、課 局長、次長	略	略	局長 局長 導管理監、政策監 長、課長待遇、学事指 ポーツ大会事務局次 次長、課長、国民ス 教育部長、国民スポー ツ大会事務局長、教育	局長 教育部長、国民ス ポーツ大会事務局長、教育 次長、課長、国民ス ポーツ大会事務局次 長、課長待遇、学事指 導管理監、政策監

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

略		五城目町		略											
略	略	本庁		略	略										
略	略	農業委員会事務局	教育委員会事務局	町長部局	略	略	農業委員会事務局	監査委員事務局	選挙管理委員会事務局	教育委員会事務局	会計課				
略	略	局長	教育次長、課長	会計管理者、課長補佐、統括課長、局長	略	略	局長、参事	局長、参事	局長、参事	教育部長、教育次長、研究所長、課長、室長、参事	事	進監、公共施設政策監	所長、統括支援員、統括保健師、行政経営推進監、公共施設政策監	監、市民センター所長、研究所長、課長、参事、事務長、室長、	

略		五城目町		略											
略	略	本庁		略	略										
略	略	農業委員会事務局	教育委員会事務局	出納室	略	略	農業委員会事務局	監査委員事務局	選挙管理委員会事務局	教育委員会事務局	会計課				
略	略	局長	教育次長、課長	会計管理者、室長、課長補佐、統括課長、局長	略	略	局長、参事	局長、参事	局長、参事	教育部長、教育次長、研究所長、課長、室長、参事	事	進監、公共施設政策監	所長、統括支援員、統括保健師	監、市民センター所長、研究所長、課長、参事、事務長、室長、	